



MEL ニュース

(2018年11月 第8号)

(一社)マリン・エコラベル・ジャパン協議会
事務局

この冬はエルニーニョ発生の発表もあり、暖冬が予想されています。それでも晩秋らしく朝晩はめっきり冷え込むようになりました。期待した秋の主力魚はそろって大漁とは行かず、また地魚は獲れてもスムーズに流通しない状況にあり、一年を締める師走を前に忸怩たる思いが募るこの頃です。

70年振りと言われる漁業法の大改正が閣議決定され、衆議院での審議が始まりました。言わずもがな、法律を変えることが目的ではなく、新しい時代に対応できる日本の水産業をつくることへの、国、行政、産業、そして社会と国民のコミットと真摯な行動が求められます。漁業法の改正はMELの今後にも大きな影響があると受け止めますので、慎重に丁寧に対応してゆきたいと思います。

1. GSSI への承認申請の進捗状況

10月は、申請を受け取ったGSSI側の担当審査員(IE)が書類審査を行う期間(4週間)に充てられたため、我慢しながらじっと待つ期間でした。

GSSIのHerman Wisse事務局長が後述の11月1日に開催された日経BPのシンポジウムに招かれ来日しましたので、この機会に公私にわたり打ち合わせを持つことが出来、ようやく動きが活性化しました。

感触としては、アジアからの初めての申請として、また多様性という観点から、アラスカやアイスランドのケースと異なる日本の水産業が認証されることは、アジアを視野に入れている彼らとして望ましいと考えていることが受け止められました。かと言って、認証制度はスキームオーナーであるMELだけのものではなく、認定機関、審査機関ならびに認証取得者もかかわっており、特別扱いをするとGSSIの仕組みへの信頼性を揺るがすという点で保守的になりがちであり、次のステップであるIEによる事務所訪問、ベンチマーク委員会での厳しい指摘を覚悟し対応を一つ一つ準備しています。

JABによる認証機関である日水資の認定は、現在書類審査の段階にあり進捗は遅れ気味であります。JABにはMELのGSSIによる審査に深刻な影響が出る事態にならない様、認定のスケジュール管理に格段の配慮とご協力をお願い

し、前向きな回答をいただいています。されど本番はこれからです。

2. 漁業法改正について

11月6日に閣議決定されました。その概要は専門紙等に発表されて居ますが、政治が変革を掲げているだけに踏み込んだ内容になっています。

| 漁業法等の一部を改正する等の法律案の概要 | |
|---|---|
| 趣 旨 | |
| <p>漁業は、国民に対し水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。</p> | |
| 改正の概要 | |
| I 漁業法の改正 （※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合） | |
| <p>(1) 新たな資源管理システムの構築</p> <p>科学的根拠に基づき目標設定、資源を維持回復</p> <p>【資源管理の基本原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量(TAC)による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本（第8条） TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQの準備が整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）（第8条） <p>【漁獲可能量（TAC）の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定（第11条） <p>【漁獲割当て（IQ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定（第17条） 割当量の移転は、船舶の譲渡等、一定の場合に限定（第22条） | <p>(3) 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し</p> <p>水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施</p> <p>【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、計画案について、漁業者や漁業を営もうとする者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表 知事は海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定（第62条～第64条） <p>【漁業権を付与する者の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）（第73条） <p>【漁場の適切・有効な活用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁業権者には、その漁場を適切・有効に活用する責務を課すとともに、漁場活用に関する情報の報告を義務付け（第74条、第90条） <p>【沿岸漁場管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入（第109条～第116条） |
| <p>(2) 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し</p> <p>競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し（第43条） 許可体系を見直し、随時の新規許可を推進（第42条） 許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。漁業生産に関する情報等の報告を義務付け（第52条） | <p>(4) 漁村の活性化と多面的機能の発揮</p> <p>国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するよう十分配慮（第174条）</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする行政委員会との性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し（第138条） 密漁対策のため罰則を強化（第132条、第189条） |

MEL が関わる水産物の持続的利用は、水産改革を後押しする制度として本年

6月に閣議決定された「骨太の方針 2018」に沿って取り進められており、今回の漁業法改正によって変わった部分を認証規格に反映させることになります。

3. フォーラム、シンポジウムでの風景

11月1日に日経BP、シーフードレガシーが主催した東京サステナブル・シーフード・シンポジウム「魚から考える日本の挑戦 2018」がイイノホールで開催されました。参加者は延べ600人、登壇者の1/4が海外からの参加者という国際色豊かなシンポジウムでした。しかも共催はパカード財団、ウォルトンファミリー財団であり、この分野における海外勢の財政面を含めた影響力をまざまざと感じました。主題はサステナブルシーフードの拡がりではありますが、



(シンポジウム会場での討議風景)

廃プラスチックによる海洋汚染、IUU問題、奴隷労働問題、ESG投資等も幅広く取り上げられました。

日本の行政からは長谷 成人水産庁長官が基調講演に登壇され、70年振りの漁業法大改革の意味と決意として、「総合的に大きな枠をつくりながら、細部の改革を進め日本の水産業に合った仕組みとする」と話されました。

11月4日には(一社)G1*が主催する海洋環境・水産フォーラムがグロービス経営大学院で開催され、完全クローズドなフォーラムにもかかわらず112名という多彩なメンバーが出席され、大変中身の濃い議論が行われました。

★「G1」は各界のリーダーが集い、学び、議論し、日本再生のビジョンを描くための場として2009年に発足し、「日本を良くする」ためのプラットフォームとして、提言を通し政治や社会に一定の影響力を発揮しつつある組織。



(フォーラムのクロージングセッション)

もちろん個人としての参加ですが、河野 太郎外務大臣の漁業法改正に

政府は全面的に取り組むことのコミット、末松 広行農水次官からは現場をどう運営するかにつき真摯な意見が述べられました。

この2つの他にも多くの行事にお誘いをいただき参加していますが、どこも、たった2~3年でこんなに雰囲気が変わるかと思うほど日本の水産が大きく動き出す前夜の雰囲気が満ち溢れていました。特に、廃プラスチックによる海洋汚染の問題が突出している世界の動きは、ようやく水産資源の持続的利用で、まだまだ積極的ではない消費者に訴えながらキャッチアップしつつある日本の水産業に新たな課題を投げかけています。

MEL 改革のキッカケが政治からの指摘であっただけに、日本の農林水産改革への政治の強い意志が産業としっかりつながり日本の水産業を輝かせる推進力となることを期待しております。

4. MEL アドバイザリーボード委員会

11月13日に第2回のアドバイザリーボードの委員会を開催しました。今回は、座長の松田裕之先生の発案で、認証取得者のご意見を伺おうということになり静岡県の高橋商店様（遠洋カツオ一本釣りで漁業認証と流通加工認証を取得）、大都魚類様（流通加工認証取得）をお招きし、MEL の進もうとする方向と現状についてご意見をいただきました。認証を取得されている方々からは、正直認証による恩恵が感じられないとの事務局にとって耳の痛いご指摘がありました。「まだ日本で水産エコラベルと言えばMSCであり、MEL に出来る限り早く取組中の GSSI 承認取得を実現して欲しい」の発言は切実な声と受けとめました。

また、消費者の皆様へのアプローチの方法につき多彩なご意見をいただきました。消費者に皆様との接点を持たれる小売業、フードサービス業だけでなく、生かせる機会はすべて使って、幅の広いイベントの開催等もっと積極的な行動が要るとの強いご指摘でした。松田座長から、MEL 或いは日水資と認証取得者との間の「ハブ&スポーク」の関係だけでなく、認証者の皆様とのコミュニケーションの場をつくり「ネットワーク」型とすることが、活動をより活性化させるのではないかと提案がありました。議事録は出席いただいた委員に確認の上、HPに掲載しますが、事務局としては、委員の皆様のご意見を参考にしながら MEL 関係者との間の交流を促し、一層の消費者への浸透のための打ち手を加速させます。

5. 会員について

GSSI への承認申請を機に会員募集を再開しました。今回は、第2波として、CGC ジャパン様、東洋水産様、東洋冷蔵様、マリンフーズ様に日本における水

産エコラベルの意味を説明申し上げ、各社から MEL への入会を快諾いただきました。ご高配に深謝申し上げますとともに、水産エコラベルの普及促進に関する皆様の理解が着実に進んでいることを感じました。

また、組織内で検討中でありました、全水加工連、海外漁業協力財団様からも入会申し込みをいただきました。併せてご報告とお礼を申し上げます。

本号発行時点で会員数は 33 社・団体となりました。

日本の社会に水産物の持続的利用をしっかりと定着させるために、引き続き会員の裾野を広げてまいりたいと願っており目下第 3 波を準備中です。

6. イベントについて

11 月 17 日に「築地魚河岸」（東京都中央区が、中央市場の豊洲移転後も築地の賑わいを残すため設置した生鮮市場で、物販の他飲食や各種イベントのスペースがある）において、福島県漁連主催で福島県の漁業（うち 13 件が MEL の漁業認証を 5 件が流通加工認証を取得している）の厳しい現状を知ってもらうための試食会が開催されました。今年で 6 回目となるこの会は、県漁連野崎 哲会長はじめ関係者が手作りされたもので、用意された 1000 食のサンマの刺身、小名浜の漁師料理のサンマのポーポー焼き、メヒカリの唐揚げが好評の中、午前中で完食となりました。福島産の水産物を取り扱うイオン様の売り場とも連動しているとのことで、原発事故後 7 年経っても避ける方がおられる現状に関係者の皆様の深刻さが伝わるイベントでした。

ただ、MEL の立場からすると、折角 MEL 認証を取得されているにもかかわらず、イベントの会場には反映されておらず、事務局の対応不足に反省すること大でありました。県漁連の野崎会長、鈴木専務とは今後の取り組みを色々とお話をさせていただきました。

11 月 25 日に、日比谷公園で国産水産物流通促進センター(主体全漁連)が主催して行われました「Fish - 1 グランプリ」のステージに MEL として登壇の機会がありましたので、参加された消費者の皆様に水産エコラベルの近況の報告を行うと共に、認証取得者代表として東町漁協の山下参事様にビデオを使って「鰯王」のご紹介をいただき好評でした。子供さん達が目を輝かせて見詰める姿がとても新鮮に映りました。昨年は十三漁協の工藤組合長から十三湖のヤマトシジミに関する熱のこもったプレゼンがありましたが、今後も順次、各種のイベントに認証を取得いただいている皆様に登壇いただき、積極的に認証事業と商品の宣伝をして頂きたいと考えております。

ご希望がありましたら、ぜひ事務局までご連絡をお願いします。

今年は明治から 150 年、第 1 次大戦終結から 100 年の節目の年にあたり、各

地で様々な行事が行われています。また持続的社會という考え方が提唱されてから 50 年*であります。

*1972 年に「成長の限界」を世に問い、持続的社會という考え方の先駆けとなったローマクラブの提唱者であるイタリアのアウレリオ・ペッチェイ氏とイギリスのアレクサンダー・キング氏がローマに於いてキックオフ会議を開催したのが 1968 年 4 月であった（法人としての登記は 1970 年）。

持続的社會に対する考え提起から 50 年のこの節目の年に、日本は、殊に水産界は、水産物の持続的利用に関する歴史的一步を踏み出そうとしています。その主役は、会員であり、認証取得者であり、最終的には社會と消費者であります。勿論、MEL、日水資、JAB 等の関係者は強固な絆で結ばれた志士でなければ維新は起こせません。

立冬を過ぎても落ち着いた気候ですが、皆様のご健勝とご活躍をお祈りします。

以上